

議第50号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者（公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に限る。）が収入の申告をすることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第16条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前項本文」に、「その他の資料」を「及び第33条に規定する方法により把握した収入の状況」に改める。

第26条第3項中「第7号」を「第8号」に改める。

別表日ノ岡市営住宅の項及び泓ノ壺市営住宅の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成30年度分の家賃の額の算定及びこれに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

認知症である者、知的障害者、精神障害者等のうち、収入の申告をすることが困難な事情にあると認められる入居者について、その申告によらず当該入居者の収入を認定することができることとする等の必要があるので提案する。